株 主 各 位

東京都港区白金台三丁目16番13号株式会社リボミック代表取締役社長中村義一

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法(インターネット)により事前に議決権を行使する方法をご検討いただきますようお願い申しあげます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

書面によって議決権の行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

また、電磁的方法(インターネット)を通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って、2022年6月27日(月曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1.日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時

(受付開始時間:午前9:30)

八芳園 本館3階 グレース

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意 はございませんのでご了承ください。

3. 目的事項

報告事項 第19期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更(発行可能株式総数拡大)の件

第2号議案 定款一部変更 (電子提供制度) の件

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第4号議案 取締役4名選任の件

第5号議案 監査役3名選任の件

第6号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://www.ribomic.com/)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集通知提供書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知の発送を行わず、当社ホームページに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申しあげます。また、当社とステークホルダーの皆様とをつなぐIRメール配信サービスを実施しており、メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ホームページよりご登録いただけましたら幸いです。

【COVID-19(新型コロナウイルス感染症)防止への対応について】

COVID-19の拡大防止の観点から、上記のとおり当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法(インターネット)により事前に議決権を行使する方法をご検討いただきますようお願い申しあげます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催時点の感染拡大の状況、ご自身の健康状態や体調に十分にご配慮の上、マスク着用等の感染予防及び感染拡大防止策等にご配慮をいただくとともに、ご無理をなされないようお願い申しあげます。株主総会当日の検温の結果、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様等には、入場をお断りするなど、必要な感染拡大防止の措置を講じる場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。

また、当日は、当社役職員及びスタッフにおいて、マスクの着用等の 感染拡大予防措置をとらせていただきます。

なお、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) への感染予防及び感染拡大防止のため又は政府の発表内容等により新たな措置を講じる場合や株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ (https://www.ribomic.com/) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し あげます。

議決権を行使する方法としましては、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示の上、ご返送くだ さい。

行使期限

2022年6月27日 (月曜日) 午後6時到着分まで



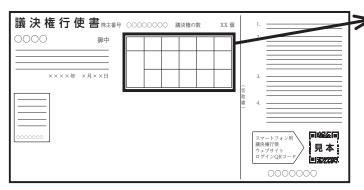
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、6号議案

● 賛成の場合

≫「賛」の欄にO印

● 反対する場合

≫「否」の欄に○印

第4、5号議案

● 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印

● 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印

一部の候補者を 反対する場合

「賛」の欄にO印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を

ご記入ください。



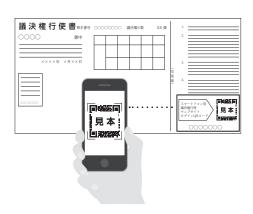
インターネットによる議決権行使のご案内

行使 期限 2022年6月27日(月曜日) 午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード を読み取ってください。
 - ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に 限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

各議案につきまして、賛否の記載がない場合、"賛"の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行 使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使 をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

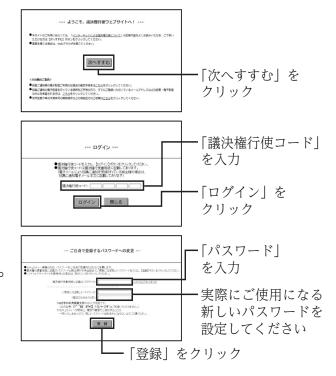
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使

https://www.web54.net

ウェブサイト

- 1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力 ください。
- **3** 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブ サイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム(Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System)」を活用して、アプタマー医薬の研究開発(「アプタマー創薬」)に取り組んでおります。当社が実施する創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行い、それを製薬企業にライセンス・アウトする「自社創薬」と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う「共同研究」があります。

そして、当社は、創薬探索(discovery-stage)から臨床開発(clinical-stage)まで実施できる企業へと成長することを大きな目標として、数年前から、適切な自社製品については自社で臨床試験を実施し、POC(Proof of Conceptの略であり、新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効と安全性を有することが示されること。)を取得した後にライセンス・アウトすることを、当社の主要な事業スキームに加え、事業展開を進めております。

まず自社創薬に関しては、RBM-007 (抗FGF2アプタマー) の臨床試験の推進に積極的に取り組みました。RBM-007は高齢者の失明の原因ともなりうる滲出型加齢黄斑変性症(wet AMD)と難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症(四肢短縮による低身長を伴う)を対象疾患としております。

wet AMDを対象にした臨床試験として、第1/2a相臨床試験(試験略称名:SUSHI試験、非盲検、被験者数:9名、3用量)を2018年10月から2019年7月にかけて米国で実施し、その結果を受けて、2019年12月より、RBM-007の複数回投与による臨床POC確認を目的とした第2相臨床試験(試験略称名:TOFU試験)を米国で開始し、2021年12月までに試験を完了いたしました(被験者86名)。この試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①RBM-007硝子体内注射の単剤投与群、②既存薬としてアイリーア(アフリベルセプト)硝子体内注射との併用投与群、及び③アイリーア硝子体内注射の単剤投与群との間で、有効性と安全性を比

較評価する無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性と、瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する変化を評価する目的で、延長試験(RAMEN試験)として、2020年11月より被験者への投与を行い、2021年12月に完了しました。RAMEN試験はオープン試験で、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のRBM-007の硝子体内投与を一ヶ月間隔で計4回行いました。

更に、治療歴のないwet AMD患者でのRBM-007単独治療の有効性および安全性を評価することを目的に、2021年6月より米国インディアナ州インディアナポリスにあるMidwest Eye InstituteのRaj K. Maturi医師により医師主導治験(TEMPURA試験)を実施しました。TEMPURA試験は比較薬を設定しない小規模のオープン試験(登録患者数5名)で、被検者は3ヵ月間、2mgのRBM-007の硝子体内注射を月一回受けました。主要評価項目および副次的評価項目は、それぞれ網膜組織構造および最高矯正視力(BCVA)のベースラインからの3ヵ月後の変化です。網膜組織構造の評価では、光干渉断層撮影(OCT)を用いた中心窩網膜厚(CST)の変化値が測定されました。

2021年12月にはTOFU試験のトップラインデータに関する暫定的報告を 行い、更に、2022年3月には、これら3つの試験の総合報告をしました。

TOFU試験における主要評価項目の解析の結果では、RBM-007単独治療群とアイリーアとの併用治療群において、アイリーア単独治療群を上まわる視力の改善効果は認められませんでした。また副次的評価項目(網膜厚の減少または網膜下高反射物質/線維化の消失を含む各解剖学的評価)についても、RBM-007単独治療、及びアイリーアとの併用治療のいずれにおいても、アイリーアを上回る改善は観察されませんでした。また、TOFU試験の延長として実施された非盲検のRAMEN試験においても、RBM-007による改善効果は確認されませんでした。

一方、TEMPURA試験の結果、臨床的に重要な上記の二つの評価項目でポジティブな効果が確認され、RBM007が治療歴のないwet AMD患者に対して、視力及び網膜組織構造を改善する可能性が明らかになりました。本試験では半数以上の被検者において視力及び/又は中心窩網膜厚の改善が認められました。特筆すべきは、視力および網膜組織構造の両方で顕著な改善を示した一人の被験者で、3ヵ月時点で視力が12文字改善し、その後も追加投与なしで改善を続けて、4ヵ月時点(試験終了時)において、視力はベースラインと比較して15文字改善しました。この被験者では、中心窩網膜厚も約200ミクロン減少とほぼ正常値に改善しました。本試験では病態が悪化した

場合のレスキュー治療には標準治療である抗VEGF薬が用いられましたが、 1例を除く4例は、4カ月間の試験期間中、レスキュー治療を必要としません でした。本被検者1名はアイリーアを用いたレスキュー後も視力は改善しま せんでした。

TOFU/RAMEN/TEMPURAの3本のP2試験の結果から、未治療のwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれ、当社としては、そのためのライセンスアウト、もしくはパートナリングの実現に注力して参ります。

軟骨無形成症に関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の支援(2015年度からの6年間)を受け、2020年7月より国内の1治験施設において、RBM-007の安全性・忍容性及び薬物動態の解析を目的とする第1相臨床試験(被験者:24名の健康成人男性)を開始し、2021年5月まで実施いたしました。2022年4月には軟骨無形成症の小児患者における、身長の伸びを含む臨床的基礎データの取得と前期第2相試験の被験者選定を目的とした観察試験の治験計画届書を、審査当局である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA;Pharmaceuticals and Medical Devices Agency)に提出し、治験実施の許可を得ております。なお、前記観察試験の開始は本年夏以降の予定です。また、本プロジェクトにおける第2相試験につきましては、2021年度から3年間、AMEDの希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業として採択されています。

更に、当社は、中長期的な成長のためにはRBM-007以外の既存パイプラインを継続的、重層的に発展させることが重要であると考えております。そのために、特に優れた薬効が動物試験で確認されているRBM-011(抗IL-21(インターロイキン21)アプタマー、肺動脈性肺高血圧症(PAH))、RBM-003(抗キマーゼアプタマー、心不全等)、及びRBM-010(抗ADAMTS5アプタマー、変形性関節症等)を、RBM-007に次ぐ重点開発プログラムと位置づけて研究開発に注力しております。

RBM-011は、PAHに対する新薬の開発研究としてAMEDの難治性疾患実用化研究事業の支援を受け(2017~2019年度)、国立研究開発法人国立循環器病研究センター(「国循」)との共同研究によって治療薬候補としての抗IL-21アプタマーの創製に成功いたしました。2020年4月にはその継続研究がAMEDの治験準備(ステップ 1)研究として採択されました(2020~2022年度)。

PAHは、難治性呼吸器疾患に認定されている原因不明の病気であり、肺

動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、全身への血液や酸素の供給が障害され、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。これまでの共同研究によって、当社が創製したRBM-011は、動物実験において、肺動脈壁の肥厚に対して、顕著な抑制効果をもつことが明らかになっています。今後は、PAHに対する国内での専門医療機関である国循と密に連携して、本剤を臨床試験に進めるべく開発を進めてまいります。

さらに、当社の使命に鑑み、現在世界的なパンデミックとなっている新型 コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する治療薬の開発を目的とした アプタマー創薬研究を試みました。

具体的には、COVID-19の原因ウイルスであるSARS-CoV-2のスパイクタンパク質(Sタンパク質)と、ヒトの細胞表面にある受容体(ACE2タンパク質)との結合を阻害し、細胞への侵入を阻止するようなアプタマーの創製を試みました。

多数の候補配列情報を取得、表面プラズモン共鳴法を用いたスクリーニングによって、抗Sタンパク質アプタマーの候補(Sタンパク質に対する結合並びに宿主受容体ACE2への結合阻害活性を持つアプタマー)を複数特定することに成功しました(ヒット化合物の取得)。しかしながら、2022年5月現在、動物モデルを用いた感染阻害試験において、SARS-CoV-2ウイルスの感染を阻害するのに十分な効果をもったアプタマーは得られておりません。

また、アプタマー医薬品の汎用性を、従来の医薬品では取り組みが難しかった分野で生かすべく、基盤技術の研究開発も進めており、GPCR(Gタンパク質共役型7回膜貫通型受容体)を標的とするRNAアプタマー創薬技術の開発(AMED委託事業。研究成果が米国科学アカデミー紀要に2021年4月に掲載)や、コンピューター科学を応用した新技術の開発(国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)委託事業、論文投稿済)等を行っております。

社外との共同研究に関して、あすか製薬株式会社と産婦人科領域で重要な役割を担う特定のホルモン受容体を標的とした創薬研究開発に関する複数年間の共同研究開発契約を締結し、当該ホルモン受容体に対する阻害効果をもったアプタマーのスクリーニングを行っています。また、2019年1月から開始したビタミンC60バイオリサーチ株式会社との共同研究開発においては、化粧品原料候補となるアプタマーの創製に成功し、実用化へ一歩進んでおります。

これらの結果、当事業年度において国循からの薬剤開発委託による収入 70百万円を計上したこと等により事業収益を80百万円(前事業年度比 12.0%減)、事業費用として研究開発費1,482百万円、販売費及び一般管理 費346百万円計上し、営業損失は1,748百万円(前事業年度営業損失1,239 百万円)となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入90百万円、JST委託事業による助成金収入11百万円、保有する外貨の評価替えによる為替差益11百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第14回新株予約権の発行及び従業員への譲渡制限付新株の交付に伴う株式交付費2百万円を計上したこと等により、経常損失は1,635百万円(前事業年度経常損失1,184百万円)となりました。

また、固定資産の減損損失48百万円を計上したことにより、当期純損失は1.684百万円(前事業年度当期純損失1.187百万円)となりました。

なお、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は32百万円であります。 その主なものは、研究用機器(タンパク質の分離精製装置「クロマトグラフィーシステム」や蛍光標識細胞分離装置「セルソーター」)の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、当社は、第14回新株予約権の行使により357百万円 の資金調達を実施しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (2020年3月期)	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2022年3月期)
事業収益(千円)	7,949	121,385	91,963	80,909
経常損失(△) (千円)	△835,200	△853,832	△1,184,998	△1,635,532
当期純損失(△) (千円)	△836,624	△855,042	△1,187,194	△1,684,754
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△58.22	△53.62	△46.17	△59.95
総 資 産 (千円)	2,569,036	2,269,737	6,119,660	4,954,476
純 資 産 (千円)	1,483,019	2,180,948	6,002,699	4,693,946
1株当たり純資産 (円)	102.95	123.27	215.04	164.33

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、Clinical(臨床)ステージ挑戦、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下について、特に重点的に取り組んでまいります。

①自社での治験の実施

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を 実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM-007による滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第2相臨床試験を米国で実施し、 2021年12月までに試験を完了いたしました。また、軟骨無形成症(ACH) を対象とした第1相臨床試験を国内で2020年7月に開始し、2021年5月まで 実施いたしました。ACHに関して、2022年4月に、国内で前期第2相試験の 被験者選定を目的とした観察試験を行うための申請をし、許可されました。 試験開始は本年の夏以降の予定です。

当社の臨床開発については、新薬開発の経験が豊富な責任者が臨床開発を 陣頭指揮し、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進め ております。

今後もRBM-007の開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

②自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

③新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能(AI)技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、脳内標的化アプタマー、ドラッグデリバリーシステム(drug delivery system: DDS)用アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

④ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。当社のライセンス活動については、事業提携の経験が豊富な責任者を配置し、必要に応じて外部のコンサルタントの協力を得て進めております。

⑤共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。また、他の創薬ベンチャーやアカデミアと共同研究を通じて、新たなアプタマー関連技術や、新規核酸創薬モダリティー(核酸を用いる創薬基盤技術)の獲得に努めてまいります。

⑥ESG(環境/社会/企業統治)に関する取り組み

昨今の資本市場では、長期持続的な企業の成長を評価する上で不可欠な観点として、ESG (Environment/環境、Social/社会、Governance/企業統治)といった非財務情報への関心が高まっています。当社は、ESGに関して次のような方針で取り組んでまいります。

1) E (環境)

医薬品事業に携わる企業として研究資源の管理、並びに分別廃棄を徹底した厳格な廃棄物管理に注力いたします。また、IT整備によるペーパーレス等の省資源や社外で実施されているリサイクル活動にも積極的に参加するなどの取り組みも合わせて推進してまいります。

2) S(社会)

当社は、難病や未だに薬のない病気(Unmet Medical Needs)に対する新薬を開発して、世界の医療と人々の健康に貢献するというミッション実現に向けた事業活動を展開しているため、「Social」は事業活動そのものと考えています。希少疾患である軟骨無形成症治療薬の開発はその一例です。

また、企業として働きやすい環境づくりやダイバーシティを尊重するとともに、学会参加や論文発表を通してイノベーション創出にも貢献したいと考えております。

そのような中で、当事業年度において、日頃の安全衛生面の取組等が評価され、三田労働基準監督署長賞を受賞することができました。

3) G (企業統治)

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と 創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発を通して社会 に貢献できる企業を目指しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化に より経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な 課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

また、研修やe-learningを積極的に受講する事を通して法令や社内規程を 遵守するコンプライアンスを重視するとともに、個別面談や説明会を通して 様々なステークホルダーとのコミュニケーションも図ってまいります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発(「創薬」)を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ②アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム (様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤)である「RiboARTシステム」を確立していること。
- ③「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、 即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開してい ること。
- ④最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療 法のない疾患領域の医療ニーズ)」に絞り、医療機関や患者様から求めら れている新薬の提供を目指していること。
- ⑥多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みで あること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地		
本社	東京都港区白金台		
RNA創薬研究所	東京都港区白金台		
RIBOMIC USA Inc.	米国カリフォルニア州バークレー		

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名	1名増	42.6歳	5.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

43,000,000株

(2) 発行済株式の総数

28,559,340株

(注)発行済株式の総数が前期末に比べて650,556株増加しております。

・新株予約権(第14回新株予約権)の行使

599,556株

・従業員に対する譲渡制限付株式の発行

51,000株

(3) 株主数

18,786名 (前期末比2,451名增)

(4) 大株主

杉	朱			主		1	Ż	持	株	数	持	株	比	率
株	式	会	社	S	ВІ	証	券		727,7	23株			2.5	4%
楽	天	証	券	株	式	会	社		635,3	00株			2.2	2%
全	薬	工	業	株	式	会	社		575,8	00株			2.0	1%
中		村	-		義		_		568,0	00株			1.9	8%
松	井	証	券	株	式	会	社		534,8	00株			1.8	7%
今		沣	ţ				秀		488,2	00株			1.7	0%
JР	モ	ルガ	ン	証券	株	式 会	社		326,3	00株			1.1	4%
藤	本	製	薬	株	式	会	社		300,0	00株			1.0	5%
大	和	証	券	株	式	会	社		298,6	00株			1.0	4%
中		村	-		恵	美	子		295,0	00株			1.0	3%

3. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

	第10回新	斤株予約権	第11回新	f株予約権	
株主総会決議の日	2012年	6月28日	2013年	6月27日	
割当日	2012年	6月29日	2013年	6月28日	
保有人数及び新株予約権の個数					
当社取締役(社外取締役を除く)	1人	50個	1人	100個	
当社社外取締役	_	_	_	_	
監査役	_	_	_	_	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通	直株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	5,0	00株	10,000株		
新株予約権の発行価額	無	兵償	無償		
権利行使時の1株当たり払込金額	39	90円	390円		
新株予約権の行使期間	2012年6	月29日から	2013年6月28日から		
初17个 J/ 市37性 V/1 J [艾州]	2022年6	月28日まで	2023年6月27日まで		

(注) 2014年6月11日開催の取締役会決議により、2014年6月28日をもって普通株式1 株を100株に分割いたしました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が 増加しております。

(2)その他新株予約権に関する重要な事項

2018年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

第14回新株予約権は、発行した16,340個(1,634,000株)の一部が行使され残数は6,735個(686,970株)となっております。なお、第15回新株予約権の発行に係る払込金額が第14回新株予約権の発行要項に定める時価を下回ったため、発行要項の規定に従い、行使価額を612円から596円に調整しております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

	地位		E	氏名	担当	重要な兼職の状況
1 ' ' '	麦取絲		中村	義一		RIBOMIC USA Inc.
社		長	1 11			Director
取	締	役	大岩	久人	取締役執行役員 管理本部長	
取	締	役	中村	恵美子	取締役執行役員 RIBOMIC USA Inc.管掌	RIBOMIC USA Inc. CFO兼Secretary
取	締	役	西畑	利明		
取	締	役	木林	俊介		TMパートナーズ合同会 社代表社員 エディットフォース株式 会社社外取締役 富山県「くすりのシリコ ンバレーTOYAMA」創 造コンソーシアム副事業 責任者 ジェイファーマ株式会社 社外取締役 J-Biosciences株式会社 取締役
取	締	役	松藤	千弥		東京慈恵会医科大学 学 長・学校法人慈恵大学理 事
常勤	勤監了	 全役	藤井	素彦		
監	査	役	矢部	豊		公認会計士矢部事務所代 表 湧永製薬株式会社社外監 查役
監	査	役	藤井	康弘		藤井法律事務所弁護士 ACALL株式会社社外監 査役

- (注) 1. 取締役 西畑利明氏、取締役 森俊介氏及び取締役 松藤千弥氏は社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役 藤井素彦氏、監査役 矢部豊氏及び監査役 藤井康弘氏は、社 外監査役であります。
 - 3. 監査役 矢部豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は社外取締役 西畑利明氏、森俊介氏、松藤千弥氏、社外監査役 藤井素彦氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社 定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任 限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職 務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項 に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、取締役、監査役、執行役員、それらの相続人等が同保険の被保険者となっております。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

- ① 役員報酬等の内容に関する方針等
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の

確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります (2014年6月26日定時株主総会決議)。当該株主総会終結時点の取締役の 員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。また、取締役の報酬には使 用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります (2014年6月26日定時株主総会決議)。当該株主総会終結時点の監査役の 員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、常勤の社外監査役が委員長となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区		分	員	数	報酬等の額
取	締	役		6名	94,400千円
監	査	役		3名	19,600千円
合		= +		9名	114,000千円

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役 西畑利明氏に該当事項はありません。
 - ・取締役 森俊介氏はTMパートナーズ合同会社の代表社員、エディットフォース株式会社の社外取締役、富山県「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムの副事業責任者及びジェイファーマ株式会社の社外取締役、J-Biosciences株式会社の取締役でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・取締役 松藤千弥氏は、東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役藤井素彦氏に該当事項はありません。
 - ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式 会社の社外監査役でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係は ありません。
 - ・監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士、ACALL株式会社の社 外監査役でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありませ ん。

② 当事業年度における主な活動状況

氏	名		地位		主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
西畑	利明	取	締	役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行っております。
森	俊介	取	締	役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、製薬企業並びにヘルスケア関連投資会社における研究開発から事業戦略の構築推進等の医薬品業界での豊富で幅広い経験から、当社の事業開発やアライアンス戦略について発言を行っております。
松藤	千弥	取	締	役	第18回定時株主総会決議に基づき取締役に就任後当事業年度に開催された10回の取締役会のすべてに出席しました。また、軟骨無形成症の治験に関して医学的専門家の立場から助言を行っております。
藤井	素彦	常勤	か 監 査	£役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かして、常勤監査役の見地から、当社の経営の監督に関する発言を行っております。
矢部	豊豆	監	査	役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井	康弘	監	査	役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員6名の報酬等の総額は40,850千円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	14,500千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上 で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,908,352	流動負債	260,530
現金及び預金	2,901,796	未 払 金	177,951
有 価 証 券	1,800,000	未払費用	12,260
貯 蔵 品	2,411	未払法人税等	34,694
前渡金	121,931	前 受 金	3,666
前 払 費 用	21,631	預り金	5,957
未 収 入 金	617	そ の 他	26,000
未収消費税等	59,121	負 債 合 計	260,530
そ の 他	841	(純資産の部)	
固定資産	46 124	株主資本	4,693,273
固 定 資 産 	46,124	資 本 金	238,294
有形固定資産	0	資本剰余金	6,139,732
建物	0	資本準備金	6,139,732
工具、器具及び備品	0	利 益 剰 余 金	△1,684,754
投資その他の資産	46,124	その他利益剰余金	△1,684,754
関係会社株式	22,552	繰越利益剰余金	△1,684,754
敷金	11,907	新 株 予 約 権	673
長期前払費用	11,664	純 資 産 合 計	4,693,946
資 産 合 計	4,954,476	負債純資産合計	4,954,476

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	科	ŀ					金	額
事		業	J	収	益			80,909
事		業	j	費	用			
	研		究	開	発	費	1,482,132	
	販 :	売	費及	びー	般管	管理費	346,888	1,829,021
	営		業	損	失	€ (△)		△1,748,112
営	業	Ė	外	収	益			
	受		取		利	息	116	
	助		成	金	収	入	102,171	
	為		替		差	益	11,192	
	そ			0)		他	1,712	115,192
営	業	Ė	外	費	用			
	株		式	交	付	費	2,613	2,613
	経		常	損	失	€ (△)		△1,635,532
特		別	1	溳	失			
	減		損		損	失	48,011	48,011
	税	引	前当	期 純	損失	€ (△)		△1,683,544
	法丿	人移	总、 住	民稅	及び	事業税		1,210
	当	其	阴 糸	屯 損	失	€ (△)		△1,684,754

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社リボミック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 猪 保 雅弘 指定有限責任社員 公認会計士 前 田 啓 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適 切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記 表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社リボミック 監査役会 常勤監査役 素彦即 藤井 (社外監査役) 監 査 役 豊 矢 部 (印) (社外監査役) 役 監 査 藤井 康弘即 (社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更(発行可能株式総数拡大)の件

1. 提案の理由

当社の発行可能株式総数は43,000,000株でありますが、2022年3月末日現在の当社発行済株式総数は28,559,340株となっております。

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数	第6条 当会社の発行可能株式総数
は、 <u>43,000,000</u> 株とする。	は、 <u>114,000,000</u> 株とする。

第2号議案 定款一部変更(電子提供制度)の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることになりますので、次の通り定款を変更するものです。

- 1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられていることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- 2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- 3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネッ	(削除)
ト開示とみなし提供)	
第18条 当会社は、株主総会の招集に	
際し、株主総会参考書類、事業報告、	
計算書類及び連結計算書類に記載又は	
表示をすべき事項に係る情報を、法務	
省令に定めるところに従いインターネ	
ットを利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したものとみ	
なすことができる。	

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等)
	第18条 当会社は、株主総会の招集に
	際し、株主総会参考書類等の内容であ
	る情報について電子提供措置をとるも
	<u>のとする。</u>
	(2) 当会社は、電子提供措置をとる
	事項のうち法務省令で定めるものの全
	部又は一部について、議決権の基準日
	までに書面交付請求をした株主に対し
	て交付する書面に記載しないことがで
	<u>きる。</u>
(新設)	附則
(新設)	第1条 定款第18条(株主総会参考書
	類等のインターネット開示とみなし提
	供)の削除及び定款第18条(電子提供
	措置等) の新設は、2022年9月1日か
	ら効力を生ずるものとする。
	(2) 前項の規定にかかわらず、2022 (2) 前項の規定にかかわらず、2022
	年9月1日から6か月以内の日を株主
	総会の日とする株主総会については、
	<u>定款第18条(株主総会参考 書類等の</u> インターネット開示とみなし提供)
	<u>は、なお効力を有する。</u> (3) 本条の規定は、2022年9月1日
	<u>(3) 本来の</u>
	<u>からのか月を経過した日文は前項の休</u> 主総会の日から3か月を経過した日の
	<u>土心云の日から3か月を経過した日の</u> いずれか遅い日後にこれを削除する。
	<u>*・ 3 4 0 /3 左 4 - 日 区 4 C C 4 C C 日 内 内 3 2 0 0</u>

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,684,754,071円を 計上するに至っております。つきましては、税負担の軽減を図るとともに、当 該欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、以下のとおり資 本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のと おり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替 えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 238,294,588円のうち、188,294,588円

(減少後の額:50,000,000円)

資本準備金の額 6,139,732,591円のうち、1,496,459,483円

(減少後の額:4,643,273,108円) (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 1,684,754,071円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の 効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替 えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余 金の額は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 1,684,754,071円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 1,684,754,071円
- 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日 2022年8月2日 (予定)

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、少数精鋭の布陣で迅速な経営判断を行うため、取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 の 数
1	なかむら よしかず 中 村 義 一 (1947年11月25日生)	1978 年 4月 東京大学医科学研究所助手 1986 年 6月 東京大学医科学研究所助教 授 2000 年 10月 東京大学医科学研究所教授 2005 年 10月 当社取締役最高技術責任者 2012 年 4月 当社代表取締役社長(現任) 2012 年 6月 東京大学名誉教授(現任) 2017 年 8月 RIBOMIC USA Inc. Director (現任)	568,000株

≪取締役候補者とした理由≫

中村義一氏は、代表取締役社長として、経営における豊富な経験と実績を有するとともに、過去に日本RNA学会会長を務めるなど、RNA研究の第一線で活躍し、RNA科学および創薬における深い見識を有しています。当社は、同氏が当社のアプタマー創薬事業をけん引する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株 式 の 数
2	(生年月日) ひさと 大岩久(1958年6月15日生)	1982 年 4月 (株)住友銀行(現 株)三井住友銀行)入行 1999 年 4月 大和証券SBキャピタルマーケッツ(株) 出向 2008 年 4月 大和証券SMBC(株)執行役員キャピタルマーケット担当 2010 年 4月 日興コーディアル証券(株) (現 SMBC日興証券(株))常務執行役員資本市場共同本部長 2014 年 10月 英国SMBC日興キャピタル・マーケット取締役会長2017 年 6月 SMBCコンシューマーファイナンス(株)常勤監査役 2019 年 11月 (株)デジタルアセットマーケッツデジタル資産事業準備室長2020 年 10月 (株)リアライズコーポレーション取締役証券準備室長2021 年 5月 当社入社 執行役員管理本部長	
		2021 年 6 月 当社 取締役執行役員管理 本部長 (現任)	

≪取締役候補者とした理由≫

大岩久人氏は、国内外における商業銀行並びに証券会社の業務を通した広範な金融・経済関連の知識と経験を有する他、大手企業の常務執行役員として企業経営にも携わり、当社の経営組織基盤・体制の更なる整備・拡充に資する豊富な経験と実績を有しています。当社は、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化も期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況所有する 当社の株 式 の 数
3	にしはた としあき 西 畑 利 明 (1948年11月4日生)	1979 年 3 月 大阪大学薬学部助手 1981 年 4 月 Kansas 大 学 Associate Professor 1988 年 6 月 Upjohn Pharmaceuticals Ltd. (現Pfizer Inc.) 入社 1996 年 3 月 参天製薬㈱入社 1999 年 7 月 同社執行役員 2002 年 12月 同社執行役員研究開発本部 長 2004 年 7 月 同社常務執行役員研究開発 本部長 2009 年 6 月 同社取締役常務執行役員研究開発本部長 2010 年 4 月 Santen Inc.取締役社長兼 CEO兼務 2011 年 4 月 参天製薬㈱取締役専務執行役員米国・欧州事業管掌兼 研究開発本部長 2015 年 7 月 当社顧問 2016 年 6 月 当社社外取締役(現任) 2018 年 2 月 ㈱Trans Chromosomics 社外取締役

≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫

当社は、西畑利明氏が、製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般および臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、また、他の医薬品製造企業の経営陣として培われた視点を社外の立場から当社経営の監督に生かしていただくことを期待し、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 の 数
		1989 年 4月 東京慈恵会医科大学 栄養学 教室・助手 1992 年 10月 米国ユタ大学人類遺伝学研	
	まつふじ せんや	1996 年 11月 東京慈恵会医科大学 生化学 講座第2・助教授	
4	松藤千弥	2001 年 3月 同・教授	40,000株
	(1958年7月4日生)	2007 年 5 月 東京慈恵会医科大学 分子生	
		物学講座・講座担当教授 (現任)	
		2013 年 4月 東京慈恵会医科大学 学長・	
		学校法人慈恵大学 理事(現	
		任)	
		2021 年 6 月 当社社外取締役 (現任)	

≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫

松藤千弥氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏は、医師、大学教授・学長としての豊富な経験・知識等を有し、大学・病院等の組織マネジメント分野に携わってこられた経験をお持ちであることから、そのような専門的な知見に基づき、社外の立場から、当社グループの経営全般並びに医薬品開発について助言いただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注)

- 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 取締役候補者西畑利明氏並びに松藤千弥氏は、社外取締役候補者であり、社 外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西畑利明氏は6年、松藤 千弥氏は1年となります。
- 3. 西畑利明氏及び松藤千弥氏と当社との間では、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。なお、西畑利明氏及び松藤千弥氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 4. 西畑利明氏及び松藤千弥氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しております。当社は、西畑利明氏及び松藤千弥氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。なお、西畑利明氏及び松藤千弥氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

第5号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、	地位、	および重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 の 数
1	ふ じ い もとひる藤 井 素 彦 (1942年1月30日生	1993年 1993年 1996年 1997年 1999年 2001年 2008年 2009年	29 767 679	三菱信託銀行(株) (現三菱 UFJ信託銀行(株)) 入社 同社資本市場部長 三菱信証券(株)取締役引受部 門担当 ジプロ(株)入社 総務部長 同社取締役総務部長 同社取締役ENGカンパニー担当 同社常勤監査役 同社顧問 エムズコーポレーション(株) 入社 当社社外監査役 (現任)	一株

≪社外監査役候補者とした理由≫

藤井素彦氏は、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を有しているとともに、今まで当社監査役としてその役割を果たされており、その知識と経験を活かして適切な指導及び監査をいただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式 の 数
2	や べ ゆた; 矢 部 豊 (1943年6月25日生	表社員 1997 年 3 月 湧永製薬㈱社外監査役(現	一株

≪社外監査役候補者とした理由≫

矢部豊氏は、企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士の資格を有し、企業会計および税制に精通していることから、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社社外監査役としてその役割を果たされていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番 号	ふりが氏(生年月	名	略歴、	地位、	および重要な兼職の状況	所有す 当社の 式 の	
3	ふじい や 藤 井 康 (1978年7月27	• •	2002 年 2003 年 2003 年 2009 年 2011 年	4月 9月 10月 1月 1月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 最高裁判所司法研修所修了 AZX総合法律事務所入所 弁護士法人渋谷シビック法律事 務所入所 藤井法律事務所開設 (現 任) 当社社外監査役 (現任) ACALL(株)社外監査役 (現 任)	-	- 株

≪社外監査役候補者とした理由≫

藤井康弘氏は、企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社監査役としてその役割を果たされていることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注)

- 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 監査役候補者藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏は社外監査役候補者であります。
- 3. 藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏は、現在、当社の社外監査役であり、 監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤井素彦氏は12年、矢部 豊氏は12年、藤井康弘氏は4年となります。
- 4. 藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏と当社との間では、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。なお、藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 5. 藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しております。当社は、藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏を独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出ております。なお、藤井素彦氏、矢部豊氏及び藤井康弘氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。また、次回更新時も同内容で更新予定です。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

1. 監査役会が有限責任 あずさ監査法人に変えて、監査法人保森会計事務所を会計監査人候補とした理由

当社の監査役会は、2008年9月から当社の会計監査人を務めてきた現監査法人の継続監査年数や監査報酬の相当性等を考慮し、当社の事業内容や規模にも照らして、複数の監査法人との比較検討を実施した結果、監査法人保森会計事務所の監査実績、専門性、独立性、監査の実施体制、品質管理体制及び監査報酬の水準、並びに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案し、同監査法人が適任であると判断いたしました。

2. 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

① 名称	監査法人保森会計事務所	
② 所在地	東京都港区高輪4丁目22番12号	
	ニッポビル	
③ 沿革	1982年2月設立	
④ 概要	資本金 3,000万円 構成人員 社員(公認会計士)8名 公認会計士25名 試験合格者2名 その他職員3名 合計38名 監査関与会社数 19社	
⑤ 業務執行社員の氏名	山﨑貴史、小松華恵	
⑥日本公認会計士協会の上場会社監	登録されております。	
査事務所登録制度における登録状況		

(2022年3月31日現在)

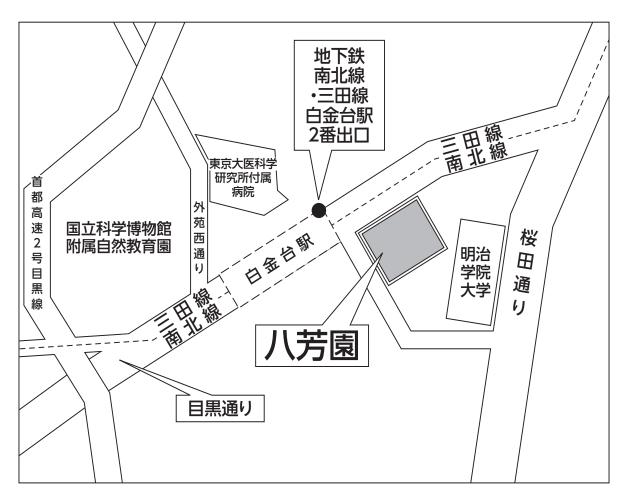
なお、監査法人保森会計事務所が選任された場合には、会社法第427条第1項

及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、 責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、 その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1 項に規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館3階 グレース 電話 03-3443-3111 (代表)



交通:地下鉄

<南北線・三田線>白金台駅下車50m(2番出口より徒歩3分)

